自動車事故による重度後遺症障害者短期入院の受け入れの流れ

対　象　者：自動車の事故により、脳挫傷・脊髄損傷を生じ重度の後遺症障害者の方で、独立行政法人自動車事故対策機構が認定する介護料の受給者で、医学的管理のもとで適切な診察や検査、在宅介護の支援が必要な方

入院期間：１回あたり１４日以内（年間４５日以内）

市立長浜病院

市立長浜病院
地域医療連携室
FAX:0749-65-2730
TEL:0749-65-2720(直通)

【受付時間】
月～金曜日(休院日除く)
8 時 30 分
～17 時 15 分

かかりつけ医

対象者・家族

① かかりつけ医に相談

② 入院依頼書を FAX 送信
(ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ)

資格要件を満たしているか確認

③ 診療情報提供書を地域医療連携室に FAX 送信

資格要件を満たしていれば、診療情報提供書などの FAX 送信を依頼

④ （入院可否の協議）

入院可の判定　→
●入院期間・主治医を決定
●病棟・部屋の調整

受付確認票

FAX

⑤ 受付確認票、診療情報提供書の原本、必要書類等

⑥
・かかりつけ医から入院の可・不可の連絡
・入院可の場合、かかりつけ医から必要書類の受け取り

・入院までにご相談などがある方は、地域医療連携室へお電話ください
・入院当日は総合案内へお越しください(担当者がご案内します)